

## 新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進事業について

建設産業課

### 1 要旨

今年度創設した「新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、対象者の見直し等を行う。

#### 【現制度の概要】

助成対象事業者	建設工事等入札参加資格者又は測量・建設コンサルタント入札参加資格者で、令和2年9月30日までに新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等を雇用した者
助成期間	6ヶ月
助成額	200千円/月
助成人数(見込)	100人

### 2 対応

#### (1) 助成対象事業者の拡大

現在、県の入札参加資格者を助成対象事業者としているが、離職者等の雇用の受け皿を広げ、平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事の進捗にもつなげる観点から、下請業者まで助成対象事業者を拡大する。

#### (2) 雇用開始期限の延長

現在、令和2年9月30日までとしている雇用開始の期限を令和3年3月31日まで延長し、厳しい雇用環境が続くことが見込まれる中で、離職者等の雇用の確保を図る。

(令和2年9月補正予算において、繰越明許費を計上)

### 3 施行日

2 (1) については、令和2年9月18日

2 (2) については、9月議会終了後